

平成25年5月1日

各位

東村山市における自立支援協議会のあり方検討会

委員長 福岡 憲二

副委員長 飯島 一憲

東村山市における自立支援協議会のあり方に関するアンケートについて（調査）

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のほどお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、現在、市内の障害福祉関係機関等で構成している「東村山市における自立支援協議会のあり方検討会」において議論しているところです。このたび、皆様のご意見を頂戴いたしたく、裏面のアンケートを実施することといたしました。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査項目

裏面「東村山市における自立支援協議会のあり方に関するアンケート」

2. 対象

東村山市内の障害福祉関係機関、団体等

3. 提出方法

平成25年5月末日頃までに、事務局へFAX等で返信又は検討会の各委員にお戻しください。

【事務局】

東村山市健康福祉部 障害支援課

電話：042-393-5111（内線3166）

FAX：042-395-2131

FAX送信先：042-395-2131
東村山市における自立支援協議会のあり方検討会
事務局（東村山市障害支援課）

「東村山市における自立支援協議会のあり方に関するアンケート」

【調査の目的】

現在、東村山市の障害福祉関係機関等で構成している「東村山市における自立支援協議会のあり方検討会」において、東村山市における自立支援協議会のあり方を検討しているところです。今後どのような自立支援協議会が望ましいか、皆様のご意見も賜りたいと存じますので、是非ご協力をお願いいたします。

【自立支援協議会とは】障害者総合支援法第89条の3第1項で「地方公共団体は関係機関等による協議会を置くことができる」とされ、同条第2項では、協議会は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。

一般的に、困難事例や地域の現状、課題等の情報共有等の「情報機能」、地域の関係機関によるネットワーク構築等の「調整機能」、地域の社会資源の開発、改善等の「開発機能」、構成員の資質向上の場としての活用としての「教育機能」等があり、組織体系やどのような機能を主たる目的とするかは自治体ごとにそれぞれ違ってきます。

問1 東村山市において自立支援協議会は必要だと思いますか？

必要だと思う

必要ではない

わからない

(理由等)

問2 東村山市の自立支援協議会に望むことは何ですか？

困難事例等の検討

障害施策等の情報発信

地域課題の情報共有

関係機関のネットワーク化 地域の社会資源の開発

成年後見等の権利擁護に関する取り組み 事業所等の運営評価

その他（ ）

問3 その他ご意見をご記入ください。

回答者 団体・職名等※任意[_____]

ご協力ありがとうございました。